

登別市控除対象 特定非営利活動法人 (指定NPO法人) 制度のしくみ

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）は、幅広い活動により地域社会の担い手として大きな役割を果たしています。

登別市は、地域に根にざして活動をするNPO法人が市民からの寄附を得やすくし、その活動を後押しするための「指定NPO法人制度」を令和3年1月から開始しました。

活動基盤の強化に向けて、制度の活用を積極的にご検討ください。

登別市市民生活部市民協働グループ

1 控除対象特定非営利活動法人（指定NPO法人）制度が開始された経緯

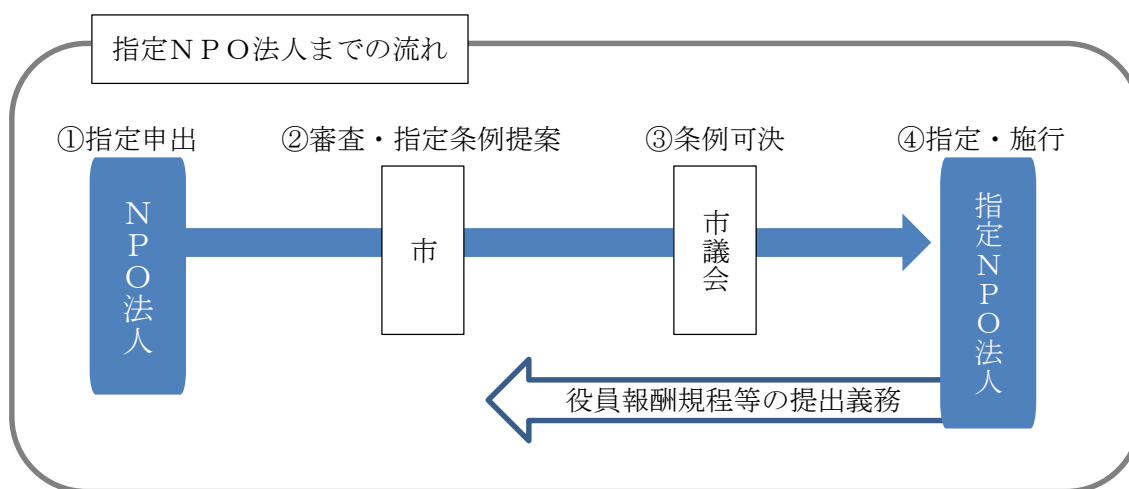
国では、NPO法人への寄附を促すため、平成23年6月の法改正（平成24年4月1日施行）により、認定NPO法人の認定基準緩和等を行ったほか、地方税法改正により市町村等が条例において指定したNPO法人への寄附金を個人住民税の税額控除の対象としました。

このような状況を踏まえ、本市では「登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」を制定し、令和2年12月25日に施行しました。

2 控除対象特定非営利活動法人（指定NPO法人）制度の概要

指定NPO法人制度は、市民からNPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度です。

「登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」に定めた基準に適合したNPO法人を、市が条例で指定することにより、指定を受けたNPO法人（以下、「指定NPO法人」という。）に対する市民からの寄附を促し、その活動を支援します。



3 指定NPO法人のメリットは…

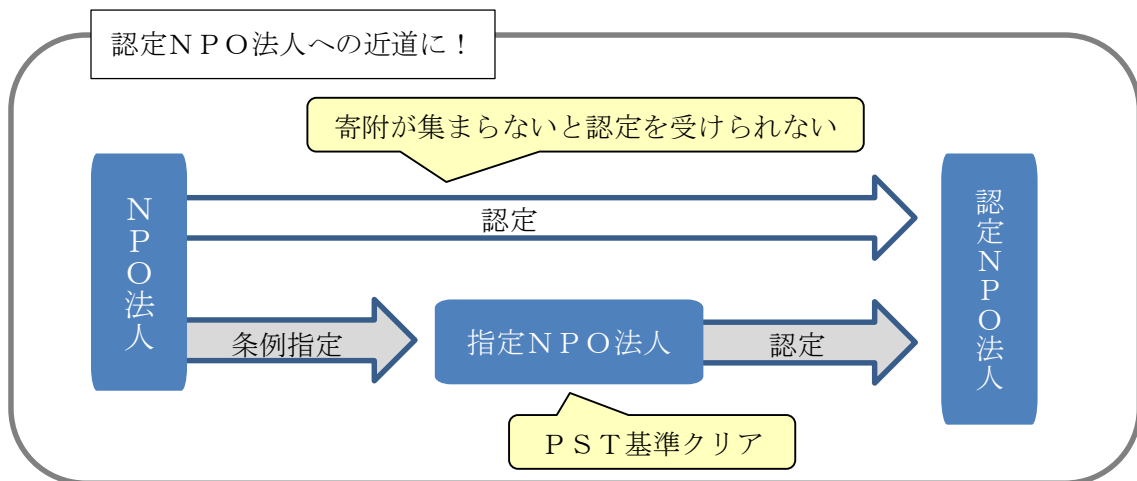
(1) NPO法人側から見ると…

①市民からの寄附が受けやすくなります。

登別市の指定NPO法人に寄附した登別市民は、申告により個人市民税の税額控除が受けられるため、寄附が集まりやすくなります。

②認定NPO法人になるための要件のひとつが満たされます。

指定NPO法人になると、認定NPO法人の申請時の要件の1つであるパブリック・サポート・テスト基準（以下「PST基準」という。）を満たすこととなります。



※認定NPO法人…NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、所轄庁から認定を受けた法人

※PST基準（次のいずれかの条件を満たすこと）…

- ㊦総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- ㊧3,000円以上の寄附金を年平均100人以上から受けていること
- ㊨地方自治体が条例で個別に指定していること

(2) 寄附者（登別市民）側から見ると…

個人市民税の税制優遇を受けられます。

登別市の指定NPO法人に寄附をすると、申告により、寄附金のうち2,000円を超える金額の6%が個人市民税から控除されます。

〈参考〉市指定に加え、道指定及び認定を受けているNPO法人に寄附した場合
(NPO法人への寄附金)

市の指定又は認定を受けていれば
個人市民税税額控除（6%）

道の指定又は認定を受けていれば
個人道民税税額控除（4%）

認定を受けていれば
所得税税額控除（40%）

※例えば、認定を受けているNPO法人に1万円を寄附した場合
 $(10,000 \text{円 (寄附金額)} - 2,000 \text{円 (適用下限額)}) \times 40\% = 3,200 \text{円 (所得税分)}$
 $(10,000 \text{円 (寄附金額)} - 2,000 \text{円 (適用下限額)}) \times 10\% = 800 \text{円 (個人住民税分)}$
 → 所得税分と住民税分を合わせた、4,000円が税額から控除されます。

4 指定NPO法人になるための基準

登別市の指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

次の①～⑩の要件を全て満たしていること

【公益性要件】

①次の(1)～(6)のうちいずれか及び(7)に適合すること	
(1)	経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が5%以上であること
(2)	寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均25人以上であること
(3)	市内において特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が50人以上であること。ただし、実人数が10人以上であること
(4)	市民を対象としたその事業活動に係る催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること
(5)	国、地方自治体等からの委託事業、補助金交付による事業を実施していること
(6)	北海道から条例個別指定を受けていること
(7)	市内における行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上あること

【活動地域】

②市内に主たる事務所を有すること。

【活動の対象について】

③実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が100分の50未満であること。	
(1)	会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象である活動
(2)	特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
(3)	特定の著作物又は特定の者に関する活動
(4)	特定の者の意に反した活動

【運営組織及び経理について】

④次のいずれの基準にも適合していること。	
(1)	役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$
(2)	役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の総数 $\leq 1/3$
(3)	各社員の表決権が平等であること
(4)	会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
(5)	不適正な経理を行っていないこと
(6)	法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所に1名以上配置していること

【事業活動について】

⑤次のいずれの基準にも適合していること。	
(1)	宗教活動及び政治活動、特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
(2)	役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記(1)の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。
(3)	実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$
(4)	実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$

【情報公開について】

⑥次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。	
(1)	事業報告書等、役員名簿及び定款等
(2)	各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
(3)	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類等
(4)	助成の実績を記載した書類

【事業報告書類等の提出について】

⑦各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。

【不正行為等について】

⑧法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。

【設立後の経過期間について】

⑨指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

【市税の滞納について】

⑩市税を滞納していないこと。

【欠格事由について】

⑪次の1～6の欠格事由のいずれにも該当しないこと

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる
(1)	指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
(2)	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
(3)	法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
(4)	暴力団の構成員
2	指定の取消し（市内に主たる事務所がなくなったことによるものを除く。）を受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない
3	法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない
6	法人が次のいずれかに該当する (1) 暴力団 (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

※実績判定期間とは

実績判定期間とは、指定NPO法人の基準判定の対象期間のことをいいます。

指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年以内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間（初めて指定の申出を行う法人はそのうち任意の2年度）をいいます。

実績判定期間

(初回は第1期～第5期のうち任意の2事業年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
(n-5)年	(n-4)年	(n-3)年	(n-2)年	(n-1)年	n年	(n+1)年	(n+2)年	(n+3)年
4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1

6/30
第5期
事業報告書提出

3/16
指定申出書
提出

5 指定を受けるまでの手続き

NPO法人

(1) 事前相談

指定NPO法人の指定申し出に当たっては、多数の留意事項がありますので、必ず事前相談（予約制）を受けてください。

《相談窓口》

登別市市民生活部市民協働グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話 0143-84-1079 FAX 0143-85-1108 E-mail kyodo@city.noboribetsu.lg.jp

月曜日～金曜日（年末年始、休日を除く）9:00～17:30

(2) 申出書の作成、提出

事前相談等により指定基準を満たしていると思われる場合は、申し出に係る関係書類を作成し、提出してください。申出書等の様式は、市のホームページから「指定NPO法人」を検索し、**控除対象特定非営利活動法人（指定NPO法人）ガイドブック**をクリックして移動したページからダウンロードしてください。

また、受け付けは随時行っています。

(3) 審査と実態確認

提出書類の審査には、2～3カ月程度かかります。書類審査のほか、聞取調査や法人事務所での実態確認を行いますので、御協力をお願いします。

(4) 条例手続

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、法人を市の条例で指定するための手続が行われます。

市指定のNPO法人としての効力が生じるのは、市議会の議決を経て、関係条例が施行された日からとなります。

また、条例手続に係る期間については、議会の開催時期によって異なりますが、おおむね2～3カ月程度です。

指定NPO法人

6 指定の有効期間等について

(1) 指定の有効期間

指定条例が市議会で可決され、指定の効力を生じた日（指定条例の施行日）から指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日まで

(2) 指定の有効期間の更新

例) 令和3年3月29日に指定に係る条例が施行された場合

指定の有効期間：令和3年3月29日～令和8年3月31日

指定の有効期間の更新に係る継続申出期間：令和7年6月30日～10月31日

（有効期間の満了の日（令和8年3月31日）の9月前から5月前の間

7 認定NPO法人の申請における取扱い

指定NPO法人は、認定の基準のうちPST（パブリック・サポート・テスト）基準を満たしたものとして扱われます。

認定NPO法人になると、寄附者のメリットが所得税の控除にまで拡大されるので、当該NPO法人への寄附が一層促されることになります。

指定NPO法人が認定の申請をする場合は、市の条例で指定NPO法人の指定の効力が生じた日の後に行ってください。

認定NPO法人の申請に関するお問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 道民生活係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁12階
電話 011-231-4111（内線 24-181）